

○鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 27 日

鎌倉市規則第 33 号

鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道施設の増設又は改造の工事)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池及び配水池の新設又は増設に係る工事

(水質基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の表に定めるとおりとする。

(確認の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（第 1 号様式）とする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第 6 条第 3 項に規定する条例第 4 条の施設基準に適合することを確認したときの通知は、小規模水道布設工事適合確認通知書（第 2 号様式）により、当該基準に適合しないと認めたととき、又は適合するかしないかを判断することができないときの通知は、小規模水道布設工事不適合等通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の届出及び水質検査)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による給水を開始する旨の届出は、小規模水道給水開始届（第 4 号様式）により行うものとする。

2 条例第 7 条第 1 項に規定する水質検査は、小規模水道により供給される水が第 3 条の水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

(小規模水道の変更又は廃止の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届(第5号様式)により行うものとする。

(定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項の規定により行う定期の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が、第3条の水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、省令の表中1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果並びに省令の表の上欄に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めて指示する事項について行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する当該小規模水道により供給される水が第3条の水質基準に適合しないおそれがあるときに行う臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められるものについて行うものとする。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果報告書(第6号様式)により行うものとする。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が、遊離残留塩素を $0.1\text{mg}/\text{l}$ (結合残留塩素の場合は、 $0.4\text{mg}/\text{l}$ )以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 $0.2\text{mg}/\text{l}$ (結合残留塩素の場合は、 $1.5\text{mg}/\text{l}$ )以上でなければならない。

(技術担当者の設置及び変更)

第9条 条例第11条第1項の相当の技術を有する者とは、水道法(昭和32年法律第177号)第19条で規定する水道技術管理者としての資格を有する者又は次の各号のいずれかの資格等を有する者とする。

- (1) 1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物飲料水水質検査業における水質検査実施者としての資格を有する者
- (4) 地方公共団体の検査機関又は水道法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関において、水道の水質検査業務に1年以上従事した経験を有する者

2 条例第11条第2項の規定による届出は、小規模水道施設技術担当者設置(変更)届(第7号様式)により行うものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第10条 条例第13条第2項の規定による届出は、小規模水道施設給水緊急停止報告書（第8号様式）により行うものとする。

（小規模貯水槽水道の給水開始の届出）

第11条 条例第14条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届（第9号様式）により行うものとする。

（小規模貯水槽水道の変更又は廃止の届出）

第12条 条例第15条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更（廃止）届（第10号様式）により行うものとする。

（小規模貯水槽水道の水質検査）

第13条 条例第16条第1項第3号に規定する供給する水に異常を認めたときに行う水質検査は、当該小規模貯水槽水道により供給される水が、異常であるかどうかを判断できる場所から採取した水について、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められるもの及び消毒の残留効果について行うものとする。

（管理に関する検査）

第14条 条例第16条第2項の規定による小規模貯水槽水道の設置者が受ける検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- （2） 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- （3） 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- （4） 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- （5） 給水管の状態
- （6） 給水栓における臭気、味、色及び濁り並びに残留塩素の状態

2 市長は、条例第16条第2項に規定する指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

- （1） 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- （2） 検査を行う区域
- （3） 指定年月日
- （4） 検査の業務の開始年月日（検査の業務を開始していない場合にあつては、その予定年月日）

（改善命令書等）

第15条 条例第17条第1項の規定により改善を命じるときは、改善命令書（第11号様式）により行うものとする。

2 条例第17条第2項又は第3項の規定により水質検査の実施を命じるときは、給水開始前水質検査実施命令書（第12号様式）又は水質検査実施命令書（第13号様式）により行うものとする。

3 条例第17条第5項の規定により措置を命じるときは、衛生上の措置命令書（第14号

様式) により行うものとする。

4 条例第 17 条第 5 項の規定により措置を命じるときは、小規模貯水槽水道管理措置命令書 (第 15 号様式) により行うものとする。

5 条例第 17 条第 6 項の規定により検査の実施を命じるときは、管理に関する検査実施命令書 (第 16 号様式) により行うものとする。

(給水停止命令書)

第 16 条 条例第 18 条の規定により給水を停止すべきことを命じるときは、給水停止命令書 (第 17 号様式) により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第 17 条 条例第 19 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証 (第 18 号様式) とする。

(地位の承継の届出)

第 18 条 条例第 20 条の規定による届出は、設置者の地位承継届 (第 19 号様式) により行うものとする。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 59 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 六価クロム化合物の項の次に次のように加える改正規定及び別表第 2 大腸菌の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 28 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 2 年 7 月 7 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式

(第 4 条) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 2 号様式

(第 4 条) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 3 号様式

(第 4 条) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 4 号様式

(第 5 条) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 5 号様式

(第 6 条) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 6 号様式

(第7条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第7号様式

(第9条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第8号様式

(第10条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第9号様式

(第11条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第10号様式

(第12条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第11号様式

(第15条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第12号様式

(第15条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第13号様式

(第15条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第14号様式

(第15条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第15号様式

(第15条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第16号様式

(第15条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第17号様式

(第16条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第18号様式

(第17条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第19号様式

(第18条) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)